

令和 7 年度 災害医療チーム養成支援事業

実施団体公募要領

令和 7 年 3 月

厚生労働省

1 総則

災害時には被災地の医療提供能力が低下するため、災害医療に従事する医療チームが被災地内外から参集し、被災地の医療提供能力が回復するまでの間、医療機関及び避難所等において医療支援を継続しなければなりません。

今後、発生が想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害では、医療支援が長期間かつ広範囲になることが想定されることから、災害発生後における医療機関及び避難所等への医療支援を担う医療チームの養成やDMA Tとの円滑な引継ぎが重要な課題となっています。

厚生労働省では、災害発生後から被災地の医療提供能力が回復するまでの間に、災害医療コーディネーター及びDMA Tと連携して、医療機関及び避難所等において医療支援を行う災害医療チームを有する団体に対して、当該災害医療チームの養成研修を支援する事業を実施します。本事業を実施するに当たり、支援する研修を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で実施団体の公募を行います。

2 事業目的

この事業は、災害発生直後から被災地の医療提供能力が回復するまでの間に切れ目のない医療支援を行うため、災害発生後から被災地の医療提供能力が回復するまでの間に、災害医療コーディネーター及びDMA Tと連携して、医療支援を行う災害医療チームを有する団体に対して、当該チームに所属する医療従事者（医師、看護師、業務調整員等）の養成を支援することを目的とします。

3 支援する研修の内容等

（１）受講対象者は、被災地の医療提供能力が回復するまでの間に、医療機関及び避難所等において医療支援を行う災害医療チームに所属する医療従事者（医師、看護師、業務調整員等）とします。

（２）研修内容は、災害発生直後から医療提供能力が回復するまでの間に切れ目のない医療支援を行う能力の向上を図るために実施する講義及び演習等とし、以下に掲げる内容を設けるものとします。

① 災害医療コーディネーター及びDMA Tとの役割分担・連携や円滑な引継ぎ等に関すること。

② 広域災害・救急医療情報システム(EMI S)の活用に関すること。

（３）研修への参加者数（令和７年度に実施する当該研修の定員）は合計で 100 名以上とします。また、１回当たりの研修日数は１日以上（講義及び演習等の時間数は合計で６時間以上）とします。

（４）研修の開催にあたっては、オンラインでの研修とする等、実施方法等は状況に応じて検討すること。

4 応募団体に関する諸条件

本事業への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件をいずれも満たす団体であることとします。

- (1) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有すること。
- (2) 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- (3) 災害時における医療機関及び避難所等での医療支援について十分な知見を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できること。
- (4) 日本に拠点を有していること。
- (5) 災害発生後から被災地の医療提供能力が回復するまでの間に、医療機関及び避難所等において医療支援を行う災害医療チームを全国規模で有すること。
- (6) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。

5 事業期間

事業期間は、実施団体として選定された日から令和8年3月31日までとします。

6 事業団体の評価

(1) 評価の方法

事業実施団体の採択については、医政局地域医療計画課において応募団体に関する諸条件に該当する旨を確認した後、提出された企画書等の評価します。

評価に当たっては、令和7年度災害医療チーム養成支援事業実施団体評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置します。

評価委員会は、応募団体から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に、最も評価の高い2団体を事業実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、選定経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

なお、提出された企画書等の資料は返却しませんのでご了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施されます。

① 形式評価

提出された企画書等について、医政局地域医療計画課において、応募条件への

適合性を評価します。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、応募団体の代表者（代理も可能とします。）に対してヒアリングを実施します。

ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募団体のみ実施する場合があります。なお、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものとみなします。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施団体を選定します。

（３）評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 事業を的確に遂行することができる実施体制であるか。
- ② 災害医療チームをどの程度の都道府県で有しているか、災害発生時にどの程度のチームを派遣できる体制であるか。
- ③ 災害医療チームの活動が、災害発生後から被災地の医療提供能力が回復するまでの間の医療支援のために、どのように役立つのか。また、過去の災害においてどのように役立ったのか。
- ④ 研修内容は、事業目的と合致しているか。
- ⑤ 研修は、何人の災害医療チームに所属する医療従事者を養成する計画になっているか。
- ⑥ 研修内容は効果的であり、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑦ 事業目的、内容に対し、研修計画は、実現可能かつ妥当なものになっているか。

（４）評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募団体に対して通知する予定です。

なお、補助金については、事業実施団体選定の通知後に必要な交付申請手続きを経て、正式に交付されます。

7 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執

行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付します。

本事業に係る補助金の交付については、以下のとおりであり、対象とする経費は、研修に関する講師や演習助手の諸謝金、職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料、機器借料）、社会保険料（非常勤）に限りです。また、基準額を超えた金額及び基準額のうち補助金額以外の金額については、事業実施団体の負担になります。

（補助率） 1 / 2

（基準額の上限） 10,954,000 円

8 応募方法等

（1）企画書等の作成及び提出

「災害医療チーム養成支援事業企画書」及び自己申告書その他必要資料を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により作成してください。

（2）応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

① 提出期間

令和 7 年 3 月 21 日（金）から令和 7 年 4 月 11 日（金）まで
（期間内に必着すること。送付は余裕を持って行うこと。）

② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局地域医療計画課

災害等緊急時医療・周産期医療等対策室 災害医療係 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「令和 7 年度災害医療チーム養成支援事業」と朱書きにより、明記してください。

問い合わせ先：厚生労働省医政局地域医療計画課

災害等緊急時医療・周産期医療等対策室 災害医療係
tel：03-5253-1111（内線 2548）

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前 9 時 30 分～午後 5 時 45 分（午前 11 時 30 分～午後 1 時を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

ア 「災害医療チーム養成支援事業企画書」（様式 1） 8 部

イ 団体の概要が分かる資料 各 8 部

・パンフレット等

- ・定款又は寄付行為
 - ・団体の直近の年から過去３年分の財務諸表（写）
- ウ その他必要に応じて作成した資料 ８部
- エ 自己申告書（様式２） ２部

※ 応募書類の提出は、ファックスによる提出は受け付けません。なお、提出期間内に提出されなかった応募書類は、評価の対象外とします。